

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

国における緊急事態宣言再延長に伴う市町村立学校における教育活動について（通知）

このことについて、令和3年1月7日付け教育長通知及び令和3年2月2日付け教育長通知により、国における緊急事態宣言に伴う市町村立学校における教育活動について要請したところです。

この度、令和3年3月5日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4都県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和3年3月21日まで再延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

つきましては、貴教育委員会所管の各学校についても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校長あて通知の内容も参考に、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請します。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

国の緊急事態宣言期間中における県立学校の基本的な対応

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続する。
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

<高校、中等教育学校>

朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、引き続きカリキュラム等の検討を進める。

<特別支援学校>

時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

○ 学習活動について

感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、引き続き行わないようにする。

(例)・グループや少人数等での話し合い活動

・体育における身体接触を伴う活動

・対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習等

○ 卒業式について

感染防止対策を講じて実施する。

実施にあたっては、次のように対応する。

- ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
- ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者 1 名まで。特別支援学校は各校の実情に応じる)

○ 部活動について

引き続き校内における活動を原則とし(平日の放課後のみ 90 分程度、週 3 回を上限)かつ感染リスクの高い活動は中止する。

(例)・身体接触を伴う活動

- ・限られた空間の中、集団で行う活動
- ・近距離で大きな声を発するような活動等

大会等への参加については、引き続き原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。

○ 修学旅行等について

延期または中止する。

○ 入学者選抜について

感染防止対策を徹底し、予定通り実施する。

また、特に次の点については、貴教育委員会所管の各学校に対し、改めて御指導くださるよう併せてお願いします。

○ 本県の感染増加状況を踏まえ、登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組むこと。

具体的には、感染への不安により保護者から学校を休ませたいと相談のあった児童・生徒等について、学校長が判断のうえ、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしないとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。併せて、学校ではこうした対応を行う旨を保護者に周知すること。

○ 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。

○ 児童・生徒等の登下校時や、帰宅後の外出時(不要不急の外出は控えること)等における感染防止のためのマナー等について、児童・生徒等への指導を徹底すること。併せて、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

○ 部活動について、活動時間の制限や、活動内容・方法の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、市町村教育委員会の方針に基づき適切に対応すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

問合せ先

教育指導グループ 本間

TEL 045-210-8217

小中学校生徒指導グループ 長田

TEL 045-210-8292



安 総 第 2302 号
令和 3 年 3 月 5 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について (通知)

このことについて、別添のとおり改定しましたので、法第 24 条第 9 項に基づく
貴所管学校における措置の実施及び市町村教育委員会への通知について、遺漏の
ないようお願いします。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室

企画調整グループ 千野 (せんの)

電 話 (045)210-3465 (直通)

ファクシミリ (045)210-8829

安総第 2302 号
令和 3 年 3 月 5 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事
(公印省略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について (通知)

このことについて、別添のとおり改定しましたので、法第 24 条第 9 項に基づく貴所管学校における措置の実施及び市町村教育委員会への通知について、遺漏のないようお願いします。

問合せ先

くらし安全防災局総務危機管理室
企画調整グループ 千野 (せんの)
電 話 (045)210-3465 (直通)
ファクシミリ (045)210-8829

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日制定

令和3年2月2日改定

令和3年3月5日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～3月21日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」と

いう。) に対し、次のとおり要請するとともに、法第 24 条第 9 項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1 月 8 日から 1 月 11 日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

[1 月 12 日から 3 月 7 日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、法第 45 条第 2 項の要請等、必要な措置を行う。

[3 月 8 日から 3 月 21 日までの間]

全県の飲食店等に対し、法第 45 条第 2 項に基づき、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

当該要請に応じない店舗に対しては、令和 3 年 2 月 12 日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえ、法第 45 条第 2 項の再度の要請及び同条第 3 項の命令等、必要な措置を行う。

イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表 2」に定める施設については、5 時から 20 時までの時短営業（酒類の提供は 11 時から 19 時まで）の協力について働きかけを行う。

ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

(3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、「別表 3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

(4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

(5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。

4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、2月8日以降は、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示を支給の条件に加える。さらに、3月8日以降は、マスク飲食の推奨を条件に加える。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別

の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

6 緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組

- 緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大することを防ぐため、県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク飲食」の徹底を呼びかける。

また、事業者に対し、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底を呼びかける。

- 緊急事態宣言の解除後、時短営業の要請については段階的に緩和する。

飲食店等に対する時短営業の要請は、3月31日までの間、5時から21時までとする。

7 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第45条第2項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～3月21日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。

知事メッセージ

本日、国は、本県を含む首都圏の1都3県に発出していた緊急事態宣言を、3月21日まで2週間延長しました。

本県では、県民や事業者の皆さんのご協力のおかげで、新規感染者は減少傾向で推移し、病床のひっ迫具合などを除いて、ステージⅡの水準まで改善しました。

本県単独で見れば、緊急事態宣言を解除できる状況にあると考えていますが、1都3県で共同歩調をとろうと決めていたこともあり、延長となったことについては大変申し訳なく思っています。

一方で、ここ数日、新規感染者数も下げ止まりの傾向を示しています。また、変異株による感染の再拡大も懸念されるなど、依然として予断を許さない状況です。

感染のリバウンドを回避し、緊急事態宣言を期間内に終わらせるために、外出の自粛や飲食店における20時までの時短営業など、これまでの取組に加えて、急所といわれる飲食の場における、一段ギアを上げた対策の強化が必要です。

そこで、県民や事業者の皆さんに、次の事項について、特に徹底していただくようお願いいたします。

〔県民の皆さんへ〕

- 外食は、昼夜を問わず、会話する時はマスクをつける「マスク飲食」を徹底してください。ランチの時もマスク飲食です。
併せて、「黙食」「個室」の実践をお願いします。
また、感染防止対策取組書の掲示がある、混雑していない店を選び、複数で食事をする場合でも、いつものメンバー、少人数としてください。
- これから、卒業や異動のシーズンを迎えますが、歓送迎会や謝恩会、卒業旅行は控えてください。花見は宴会なしでお願いします。

〔飲食店の皆さんへ〕

- 利用客の皆さんに、「マスク飲食」を推奨してください。
県では、3月8日からの時短要請にあたり、感染防止対策取組書等の掲示に加え、「マスク飲食」を利用客に推奨することを協力金の支給条件とします。
- 店舗におけるアクリル板の設置、二酸化炭素測定器などを活用した換気や入店制限など、感染防止対策の強化をお願いします。県では、事業者が行う感染防止対策への支援策を用意しています。

県は、緊急事態宣言が解除されても、時短要請については段階的に緩和しながら、感染の再拡大防止を図っていきます。

神奈川県の医療提供体制はさまざまな創意工夫により、強化されていますが、新規感染者数をさらに減らすために、皆さんと心をつなげて、この緊急事態を乗り切りましょう。

令和3年3月5日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 時短要請について

(令和3年3月21日までの間)

- 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業
(酒類の提供は11時から19時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示及び3月8日以降はマスク飲食の推奨を条件

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけの対象外）

時期	収容率	人数上限
3月21日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他（お願い事項）

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯
- 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

なお、緊急事態宣言解除後、時短営業については段階的に緩和します。
(3月31日までの間、5時から21時まで(予定))



特第 1597 号
令和 3 年 3 月 5 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

国における緊急事態宣言再延長に伴う県立特別支援学校における教育活動
について (通知)

このことについて、令和 3 年 1 月 7 日付け教育長通知及び令和 3 年 2 月 2 日付け教育長通知により、国における緊急事態宣言に伴う県立特別支援学校における教育活動について示したところです。

この度、令和 3 年 3 月 5 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4 都県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和 3 年 3 月 21 日まで再延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

ついては、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり令和 3 年 2 月 2 日付け通知の内容により引き続き対応することとします。

また、緊急事態宣言の延長された期間内に卒業式を予定している学校もあることから、実施に当たっては、令和 3 年 1 月 27 日付け特別支援教育課長通知の内容により対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

令和 3 年 2 月 2 日付け通知に記載した基本的な対応を再掲。

- ア 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- イ 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- ウ 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- エ 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- オ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

カ 卒業式については、感染防止対策を講じて実施する。実施に当たっては、令和3年1月27日付け特別支援教育課長通知で示した今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項を踏まえること。

キ 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ週3日以内）感染リスクの高い活動は中止する。

ク 修学旅行等については、延期または中止する。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る具体的な対応】

※令和3年2月2日付け通知「国における緊急事態宣言延長に伴う県立特別支援学校における教育活動について」に記載した具体的な対応によること。

問合せ先

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話(045)210-8312 (直通)



高第 4389 号
令和 3 年 3 月 5 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

国における緊急事態宣言再延長に伴う県立高等学校等における教育活動について（通知）

このことについて、令和 3 年 1 月 7 日付け教育長通知及び令和 3 年 2 月 2 日付け教育長通知により、国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動についてお示ししたところです。

この度、令和 3 年 3 月 5 日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、4 都県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和 3 年 3 月 21 日まで再延長されたことを受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、別添写しのとおり知事から要請がありました。

については、この要請を受け、県教育委員会としては次のとおり令和 3 年 2 月 2 日付け通知の内容により引き続き対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況や国の動向等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

令和 3 年 2 月 2 日付け通知に記載した基本的な対応を再掲。

- ア 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- イ 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- ウ 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- エ 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。
- オ 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- カ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

キ 卒業式については、感染防止対策を講じて実施する。実施に当たっては、令和3年1月27日付け高校教育課長通知で示した今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項を踏まえること。

ク 部活動については、校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ90分程度、週3回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。

大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教委と協議する。

ケ 修学旅行等については、延期又は中止する。

コ 入学者選抜については、感染防止対策を講じて、予定通り実施する。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る具体的な対応】

※令和3年2月2日付け通知「国における緊急事態宣言延長に伴う県立高等学校等における教育活動について」に記載した具体的な対応によること。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話(045)210-8260 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話(045)210-8312 (直通)

別紙1

県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の授業実施上の留意事項

県立高等学校及び県立中等教育学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施については、令和2年12月25日付け高第3681号教育長通知「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」において、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとする旨を通知したところです。

そうした中、令和3年1月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を対象区域とする緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の各教科・科目等の授業実施上の留意事項を新たに取りまとめましたので、各学校の授業の実施に当たっては、次の1及び2に基づき、適切に取り扱うようお願いいたします。

なお、今後の県内の感染状況により、今回の留意事項に関する内容を変更する場合があります。その際は、改めてお知らせします。

1 全教科に共通した緊急事態宣言期間中の授業実施上の留意事項

- 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
- 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、生徒同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
- 生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とされない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。
- 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、緊急事態宣言期間中の各教科において留意すべき事項

理科	<ul style="list-style-type: none">○生徒同士が近距離で活動する実験や観察については、行わないこと。（生徒が個別に実験や実習を行うことは可）○共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。
保健体育	<ul style="list-style-type: none">○密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わないこと。○可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。○運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。○なるべく個人で行う運動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動を実施する際は十分な距離を開けて行うこと。

音楽	<p>○音楽室内の楽器を共用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒が近距離で行う合唱（歌唱）及び管楽器の演奏は行わないこと。</p>
美術・工芸	<p>○生徒同士の座席・制作スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、制作の際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○制作の際に使用する画材・道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
書道	<p>○生徒間の座席スペースについては、生徒同士の間隔を前後左右十分に保ち、ペアやグループでの創作活動を実施する際は、マスクを着用していても慎重に行い、同じ方向を向くなど対面になることを避けるようにし、また、回数や時間を減らすこと。</p> <p>○授業の際に使用する筆などの道具類等は、個別のものを使用し、やむを得ず共用する場合は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p>
外国語	<p>○スピーチを行う際は、フェイスシールドのみなどとせず、マスクを着用させた上で、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大きな声にならないように指導すること。</p>
家庭	<p>○生徒同士が近距離で活動し、飲食を伴う調理実習については、特にリスクが高いため、行わないこと。</p> <p>○実験や調理実習以外の実習に際し、生徒間の共用を避けることが難しい器具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒の身体接触の避けられない実習については、別な方法で代替可能なものは変更して実施し、やむを得ず実施する際は、回数や時間を減らすこと。</p>
情報	<p>○キーボード、マウス、タブレット型端末等、生徒が触れる機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
農業	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</p> <p>○農場施設内（温室、ビニールハウスなど含む）や実験室など屋内で実施する実験・実習については、こまめな換気や消毒液の使用など、感染拡大防止のための措置等を実施すること。</p>

農 業	<p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴して理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
工 業	<p>○製図実習においては、こまめに換気を行うとともに、同じ方向を向いて作業をする等の配慮をすること。また、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○生徒間で共用する保護メガネ、工具等を使用する際は、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。</p> <p>○技術指導、安全指導などは、ICTの活用や、これまで蓄積してきた動画等を活用するなどの工夫を行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。</p>
商 業	<p>○生徒による外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</p> <p>○生徒が共用して触れるパソコン等機器については、水で濡らし、かたく絞った柔らかい布で丁寧にふき取るなど、適切な消毒と授業前後の手洗いを徹底すること。</p>
水 産	<p>○生徒による生産物等の外部への販売実習は行わないこと。ただし、内部で販売実習を行う場合は、感染予防策として、身体的距離の確保、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、販売所内の混雑緩和等の取組を行うこと。外部に販売する必要がある場合には職員のみで行うこと。</p> <p>○実験・実習の際には一度に多数の生徒が集まらないよう、複数回に分けて少人数で行うなど、より慎重に対応する。また、事前に動画を視聴できるようにして理解を深めさせるなど、より短時間で効果的な学習活動が実現できるよう工夫して取り組むこと。○大型実習船「湘南丸」における実習は、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（湘南丸用）」に基づき実施する。但し、泊を伴う実習及び食事や入浴など感染するリスクの高い内容は扱わない。</p> <p>○船内での活動時間は、必要な感染防止措置を取った上で2時間程度とするほか、同時に乗船する生徒は半数程度とし、ルビスタ等を用いて、定期的に消毒を行うとともに、送風機等を用いて換気を徹底すること。</p> <p>○ドック実習については、実習先の感染防止策を確認するとともに、マスクの着用や消毒など必要な感染防止対策を徹底すること。</p>

水産	○船舶職員養成施設として必要な乗船履歴については、国土交通省の指示に従い、代替実習等を念頭に計画すること。
看護・福祉	○身体接触が避けられない実習については、職員による実演や動画の視聴を原則とし、体験的な活動については、行わないこと。 ○医療的ケア、入浴、食事の介助等、飛沫感染するリスクの高い実習は行わないこと。模型・標本を活用し、複数の生徒が同じものを触る場合には、適切な消毒と授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。

別紙2

県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の部活動実施上の留意事項

1 通常の部活動について

期間	1月8日から緊急事態宣言解除日前日まで
活動内容	万全な感染対策を講じた上での活動 感染リスクの高い活動は行わないこと
活動範囲	活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみ
活動時間 ^{※1}	平日の放課後のみ 90分程度を上限とする ※準備片付け含む
活動日数 ^{※1}	平日の放課後のみ週3日を上限とする 週休日は、原則活動中止
指導者	部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加可
留意事項等	・ 身体接触を伴う活動や、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は行わないこと。

※1…大会の開催の有無等を確認した上で、別途、教育委員会と協議

2 関東及び全国規模の公式大会・コンクール等について

原則として参加は不可であるが、関東及び全国規模の公式大会・コンクール等への参加が決まっている場合、校長は、大会開催の有無や大会における感染防止対策を確認の上、教育委員会と協議し、参加の可否を決定することとする。参加する場合は、保護者の承諾を得ることとする。

3 地区及び県域での公式大会・コンクール等について

参加は不可とする。

今年度内に開催される関東、全国大会につながる公式大会やコンクール等については、校長は、大会開催の有無や大会における感染防止対策を確認の上、教育委員会と協議し、参加の可否を決定することとする。参加する場合は、保護者の承諾を得ることとする。

4 合宿及び県外遠征について

合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、延期または、中止とする。なお、泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県を招いて行う練習試合や合同練習等についても、延期または、中止とする。

5 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。
「3密対策」①密閉対策：常時の換気
②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用
③密集対策：人との間隔は2メートル（最低1メートル）
- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな発声を控えること。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒は必ずしもマスクの着用は必要ではない

が、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合や生徒が希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させること。また、顧問は原則マスクを着用することとするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。

- ・文化庁活動の実施に当たっては、マスクは飛沫拡散防止のため、原則着用すること。歌唱や楽器の演奏等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における緊急事態宣言期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、緊急事態宣言期間中の各教科において留意すべき事項」を踏まえた取扱いとすること。

6 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士での帰宅途中での間食・食事などの際に感染した可能性があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を一層徹底するようお願いします。
- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。